三　法第八十七条第一項第三号に規定する育成就労外国人等が育成就労の対象となること又は育成就労を継続することに資する業務に関する事項
四　法第八十七条第一項第四号に規定する調査及び研究に関する事項
五　法第八十七条第二項に規定する入管法第六十九条の二の二に規定する業務に関する事項
六　その他機構の業務の執行に関して必要な事項

第四節　補則

（検査職員の身分証明書）

第八十八条　法第百条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二十五号によるものとする。

（定款の変更の認可申請）

第八十九条　機構は、法第百一条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項及び当該変更の内容
二　変更を必要とする理由
三　その他参考となるべき事項

第四章　雑則

（手数料の納付方法等）

第九十一条　法第二十三条第七項又は第三十一条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納付しなければならない。

2　法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3　前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。

（権限の委任）

第九十二条　法第百四条第六項の規定により、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）第六条各号に掲げる出入国在留管理庁長官に委任された権限は、育成就労実施者等（法第十三条第一項に規定する育成就労実施者等をいう。以下この条において同じ。）又は監理支援機関等（法第十三条第一項に規定する監理支援機関等をいう。以下この条において同じ。）に係る事業所その他育成就労に関係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法第百四条第五項の規定により法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第百四条第六項の規定により、法第十五条第一項に規定する出入国在留管理庁長官の権限は、育成就労実施者等又は監理支援機関等に係る事業所その他育成就労に関係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、出入国在留管理庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3　法第百四条第六項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、育成就労実施者等又は監理支援機関等に係る事業所その他育成就労に関係のある場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
一　法第十三条第一項の規定による報告徴収等
二　法第十五条第一項の規定による命令
三　法第三十五条第一項の規定による報告徴収等
四　法第三十六条第一項の規定による命令
五　法第三十七条第二項の規定による命令

（機構による公共職業安定所等への情報提供）

第九十三条　法第百六条第四項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行う。
一　法第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定の申請をする者の候補となるべき育成就労実施者に関する事項
二　前号の育成就労実施者に対して監理支援を行う監理支援機関に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、機構が保有する情報であって、公共職業安定所又は地方運輸局の業務の実施に必要なものに関する事項

（提出書類等の言語）

第九十四条　法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

2　法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、育成就労外国人等の署名を求める場合には、育成就労外国人等が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければならない。

（添付書類の省略）

第九十五条　法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2　前項に規定する場合のほか、法務大臣、出入国在留管理庁長官若しくは厚生労働大臣又は機構は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第　　号）の公布の日から施行する。

（監理団体による雇用関係の成立のあっせんに関する経過措置）

第二条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十四条第一項の規定により監理団体（改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。以下同じ。）が行う事業について、同令第十四条第二項の規定により準用される技能実習法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される職業安定法第五条の三の規定による労働条件等の明示については、この省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「技能実習法施行規則」という。）第三十二条の規定にかかわらず、第四十八条の規定の例による。この場合において、同条中「法第二十七条第二項」とあるのは「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第　　号）第十四条第二項の規定により準用する外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項」と、同条第一項第一号中「監理支援機関」とあるのは「監理団体」と、同条第三項中「育成就労職業紹介（監理支援機関の監理支援を受ける監理型育成就労実施者等（監理型育成就労実施者又は監理型